

廃棄に関する説明書

凍結保存されている未受精卵、胚（受精卵）、精子の廃棄を希望される場合、以下の点にご注意頂き、廃棄依頼書の記入例をご参考に廃棄依頼書をご記入ください。

【廃棄依頼書を記入する前に以下の点をご確認ください】

- 廃棄依頼書の種類は廃棄を希望される検体と合致していますか？
廃棄依頼書は「未受精卵用」、「胚（受精卵）用」、「精子用」があります。
廃棄を希望されるものに合致する書類の提出が必要です。
- 保存料金の滞納はございませんか？
入金案内が到着してから半年以上保存料金のご入金が確認されていない期間があった場合、廃棄を希望されても滞納分をお支払いいただく必要があります。未入金のまま、廃棄依頼書を提出された場合は、こちらから入金に関してご連絡を取らせていただく場合があります。なお、半年以上の滞納がある場合、滞納通知書を送付しています。
※入金案内は卵子と受精卵は採卵日ごとに一年に1回、精子は異なる凍結日があっても保存中のなかで最も古いものを基準に一括で一年に1回送付しています。

【廃棄依頼書を記入時の注意点】

- 廃棄を希望される未受精卵、受精卵、または精子を明確にご記載ください。
複数個保存されている場合は、保存中のもの全てを廃棄希望なのか、一部のみを廃棄希望なのか選択を願いいたします。一部のみ廃棄を希望される場合は、廃棄対象のものを患者様にご指定いただく必要があります。下記の記載例をご参考にご記入ください。
例1：○月○日採卵（精子の場合は検査日や凍結日）のものを廃棄希望
例2：○月○日採卵しグレードが△△△△△△△のものを廃棄希望
例3：凍結番号が●●●●●●のものを廃棄希望
例4：○月○日採卵し、検査結果がC判定（着床前診断の結果）の胚（胚盤胞）を廃棄希望
例5：検体IDが□□□□□の胚を廃棄希望（着床前診断を実施された場合、検査結果用紙に検体IDが記載されています）
例6：○月入金案内通知で入金の対象となっているもののみ廃棄希望（この記載方法は卵子または受精卵に限る）
※廃棄対象が明確でない場合、依頼書の受領ができませんので、確認の連絡を取らせていただく場合があります。

- 記入日、診察券番号、住所、署名全ての欄に記入をお願いします。
ご住所など、連絡先が変更となっている場合は、現在お住まいのご住所をご記載ください。
- 未受精卵、精子を廃棄希望の場合、ご本人様の署名が必要です。
未受精卵の廃棄依頼書に夫が、精子の廃棄依頼書に妻が署名された場合、依頼書を受領することができません。
- ご本人様ご逝去により廃棄を希望される場合は、配偶者またはご家族による代筆が可能です。
この場合、署名の欄に続柄の記載をお願いします。また、死亡診断書を合わせてご提出ください。

凍結精子 廃棄依頼書

おち夢クリニック名古屋
院長 越知正憲 殿

私はおち夢クリニック名古屋に凍結保存されています以下の凍結精子の廃棄を希望致します。又、この依頼書を提出後に凍結精子についての異議は一切申しません。

- 保存中のすべての精子を廃棄希望
一部の精子を廃棄希望(廃棄を希望する精子を下の欄にご記入ください)



※「廃棄に関する説明書」を参考にご記入ください。一部廃棄を希望の場合、対象精子の記載がない場合は依頼書を受領することができません。

廃棄精子の取り扱いについて

当院では治療技術の発展のために廃棄精子を研究や教育に使わせていただくことがあります。廃棄精子の提供を希望されない場合は、「廃棄を希望された凍結卵子・胚・精子の取り扱いに関する依頼書」の提出もお願い致します。

西暦_____年_____月_____日

住所_____

TEL_____

診察券番号_____ 署名(自署)_____

※精子を採取したご本人の署名でなければ受領できません。